

# 秋田市事業承継支援補助金

代表者が60歳以上の法人や個人事業主が従業員や第三者に事業承継をする場合、必要な費用の一部を補助します。

また、事業を承継する従業員がAターン者の場合は、補助率を引き上げます。

※交付決定後に事業承継を行う必要があります（M&Aの場合は仲介契約）。

そろそろ

事業承継

を。。。

とぎえている経営者の方々へ

● 補助率／50%、限度額／50万円

承継する従業員がAターン者の場合は

● 補助率／50%、限度額／100万円

## 募集期間

従業員事業承継支援事業（Aターン含む）

令和4年4月1日から令和4年12月28日まで

第三者事業承継支援事業

令和4年4月1日から令和5年2月28日まで

※応募にあたっては、支援機関からの確認書が必要です。

## 補助の内容

事業承継に必要な経費のうち、以下のものを補助します。

従業員への事業承継	第三者への事業承継
・初期診断経費 ・課題分析、コンサルティング経費 ・事業承継計画の作成経費 ・企業価値診断の算出経費 等	専門事業者への ・仲介手数料 ・マッチング登録経費 ・着手経費 等

お問い合わせ先（申請書・事業内容等）

秋田市産業振興部商工貿易振興課 商工振興担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5729 FAX 018-888-5727

E-mail ro-inpr@city.akita.lg.jp

## 補助金交付対象者

次の要件の全てに該当すること。

- 1 事業承継が確実であること。
- 2 事業の継続性および成長性が認められること。
- 3 秋田県事業承継・引継ぎ支援センターから支援等を受けていること。
- 4 市税に滞納がないこと。
- 5 商業登記簿上の本店が、1年以上市内にあること。
- 6 代表者が、申込み時点で60歳以上であること。
- 7 過去に本事業および他機関による同様の事業を利用していないこと。
- 8 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。

各事業ごとの要件については次のとおり

### 1 従業員事業承継支援事業

本市において、従業員へ事業承継をしようとする中小企業者であって、事業を承継しようとする従業員が、次の要件の全てに該当するもの

- ア 代表者と3親等以内の者ではないこと。
- イ 年齢が代表者より若いこと。

### 2 Aターン従業員事業承継支援事業

本市において、県外から本市に住民登録する従業員へ事業承継をしようとする中小企業者であって、事業を承継しようとする従業員が、次の要件の全てに該当するもの

- ア 代表者と3親等以内の者ではないこと。
- イ 年齢が代表者より若いこと。
- ウ 本市に転居しようとする者又は応募日が本市に転居した日から起算して36箇月以内の者であること。

### 3 第三者事業承継支援事業

本市において、第三者に対して事業承継をしようとする中小企業者であって、第三者事業承継の売手側であること。

※法人のみ対象です。

## 対象事業

承継を予定している事業が、農林漁業、医療業(病院等)、金融保険業、風俗営業などに該当しない業種を対象とする

## 提出書類

- 1 事業承継計画書(市指定様式)
- 2 登記事項証明書(法人のみ)
- 3 代表者の住民票
- 4 事業を承継しようとする従業員の住民票(従業員事業承継およびAターン従業員事業承継支援事業のみ)
- 5 市税の完納証明書(申請月に発行されたもの)又は納税証明書(直近2年分の市民税、固定資産税および事業所税)
- 6 事業承継支援確認書
- 7 事業承継に要する経費の見積書
- 8 法人は直近の決算書、個人事業主は直近の確定申告書

## 補助対象経費等

補助対象経費および補助率等は以下のとおり

### 従業員事業承継支援事業

補助率 50% 限度額 50万円  
補助対象経費

- ・初期診断経費
- ・課題分析、コンサルティング経費
- ・事業承継計画の作成経費
- ・企業価値診断の算出経費 等

### Aターン従業員事業承継支援事業

補助率 50% 限度額 100万円  
補助対象経費

- ・初期診断経費
- ・課題分析、コンサルティング経費
- ・事業承継計画の作成経費
- ・企業価値診断の算出経費 等

### 第三者事業承継支援事業

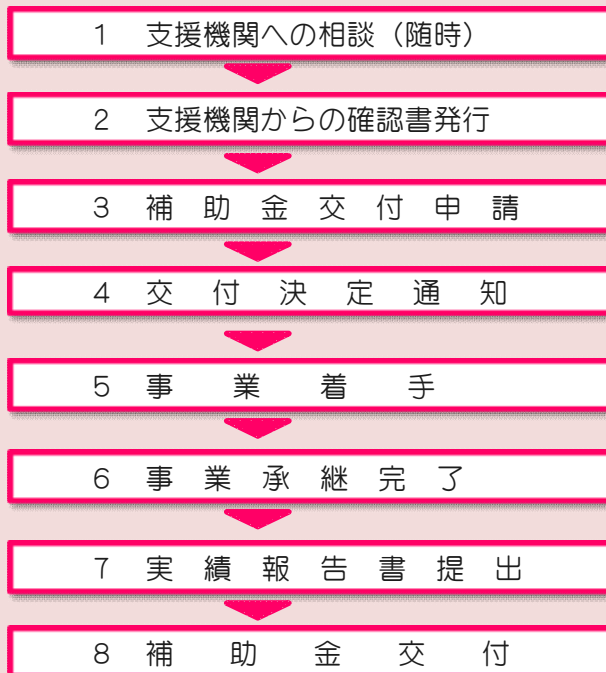
補助率 50% 限度額 50万円  
補助対象経費

- 専門事業者への
- ・仲介手数料
- ・マッチング登録経費
- ・着手経費 等

## 補助金交付までの流れ

※事業承継については、交付決定後から行う必要があります。

また、交付決定通知の前に着手した事業は補助対象外となります。



※実績報告書は、遅くとも令和5年3月31日までに提出する必要があります。